

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和元年5月31日

照会者名 アクシア行政書士事務所
行政書士 星野 誠 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成30年11月14日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

(ア)について

照会のあった事実については、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の適用対象となる可能性がある。

(イ)について

照会のあった事実については、建設業法第3条第1項の適用対象となる可能性がある。

2 当該事実と照会法令との関係に関する見解及び根拠

建設業法第2条第1項において、「建設工事」とは土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものと規定されている。例えば、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置を行う工事は同法別表第一中の「とび・土工・コンクリート工事」に、送配電設備を設置する工事は同法別表第一中の「電気工事」に、総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事は、同法別表第一中の「建築一式工事」に該当することとなる。そして、これらを業として営もうとする場合、政令で定める軽微な建設工事(建築一式工事にあつては、1,500万円未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、建築一式工事以外の工事にあつては500万円未満の工事)のみを請け負う場合を除き、同法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可を受ける必要がある。

一方、機械設備の運搬や積卸しについては、土木工作物又は建築物の建設、資機材の据付けを行うものではなく、一般的に同法第2条第1項に定める建設工事には該当しないため、同法第3条第1項の適用対象とならない。

(ア)について

照会のあった事実において、A社等が行う行為は、建設業法第2条第1項に定める建設工事に該当する可能性があり、その場合、政令で定める軽微な建設工事(建築一式工事にあつては、1,500万円未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、建築一式工事以外の工事にあつては500万円未

満の工事)のみを請け負う場合を除き、同法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可を受ける必要がある。

(イ)について

照会のあった事実において、A社等が行う行為は、建設業法第2条第1項に定める建設工事に該当する可能性があり、その場合、政令で定める軽微な建設工事(建築一式工事にあつては、1,500万円未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、建築一式工事以外の工事にあつては500万円未満の工事)のみを請け負う場合を除き、同法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可を受ける必要がある。